

2020年度 駒澤大学法科大学院活動抄録

- 1 2020年度 駒澤大学法科大学院年次活動報告
- 2 特別講演会報告
- 3 エクスターンシップ
- 4 無料法律相談会
- 5 駒澤大学法科大学院市民ロースクール
- 6 入学前イベント
- 7 ランチミーティング
- 8 本学法科大学院における授業改善のための諸方策の実施について

2020年度 駒澤大学法科大学院年次活動報告

【2020年】

- 4月 1日 令和2年度第1日
- 4月 1日 法科大学院新入生オリエンテーション（新入生・在校生合同オリエンテーションは中止）
- 4月 3日 4月入学者単位認定試験
- 4月 4日 法科大学院前期授業開始
- 4月 7日 新型コロナウイルス感染症・緊急事態宣言発出（東京都及び6府県対象）
- 4月 8日 対面授業中止・リモート授業（オンライン）開始
- 4月 8日 駒澤大学法科大学院入学式・中止
- 5月16日 春季無料法律相談会（春季・秋季とも新型コロナウイルスのため中止）
- 5月下旬 合同進学説明会（ロースクール進学合同説明会 in Tatsumi・辰巳法律研究所主催・時期未定延期）
- 5月25日 緊急事態宣言解除
- 6月中旬 合同進学説明会（読売新聞社主催・法曹を目指す方のための進学相談会&講演会・本年度不参加）
- 6月20日 前期・教員相互授業参観週間（～26日まで）
- 6月22日 駒澤大学大学院進学相談会（～27日まで、オンライン実施）
- 6月27日 第1回駒澤大学法科大学院進学説明会（大学院進学説明会に統合して実施）
- 7月 3日 法科大学院協会総会（～9日まで、メールによる持ち回り開催）
- 7月10日 法科大学院前期授業最終日（定期試験・補講除く）
- 7月11日 第16回市民ロースクール（新型コロナウイルスの影響等により中止）
- 7月19日 法科大学院第1期入学試験
- 7月28日 前期・学生ヒアリング実施（オンライン実施）

- 8月 1日 前期エクスターンシップ実施（～9月15日まで、希望者なし）
- 8月12日 司法試験実施（12日、13日、15日、16日）
- 8月20日 第1期プレ講座 憲法 日笠完治 本学教授（オンライン実施）
- 8月21日 第1期プレ講座 刑法 對馬直紀 本学教授（オンライン実施）
- 8月28日 第1期プレ講座 民法 青野博之 本学教授（オンライン実施）
- 9月 9日 9月入学生オリエンテーション（～10日まで）
- 9月11日 9月入学者単位認定試験
- 9月16日 法科大学院後期授業開始
- 9月19日 法科大学院入学式（中止）
- 10月 6日 第1回教育課程連携協議会開催
- 10月17日 第2回駒澤大学法科大学院進学説明会（オンライン実施）
- 11月 2日 第2回教育課程連携協議会開催
- 11月15日 法科大学院第2期入学試験
- 11月16日 駒澤大学大学院進学相談会（～21日まで、オンライン実施）
- 12月 5日 第2期プレ講座 民事訴訟法 小松良正 本学教授（オンライン実施）
- 12月 7日 後期・教員相互授業参観週間（～12日まで）
- 12月12日 第3回駒澤大学法科大学院進学説明会（オンライン実施）
- 12月12日 法科大学院協会総会（オンライン実施）
- 12月19日 第2期プレ講座 刑事訴訟法 松本英俊 本学教授（オンライン実施）
- 【2021年】**
- 1月 8日 新型コロナウイルス感染症・緊急事態宣言発出（東京都及び隣接三県対象）
- 1月10日 共通到達度確認試験実施（対面実施）
- 1月14日 法科大学院後期授業最終日（定期試験・補講除く）
- 1月20日 司法試験合格発表
- 2月 1日 後期エクスターンシップ（～20日まで、履修者なし）
- 2月 3日 後期・学生ヒアリング実施（オンライン実施）
- 2月 4日 法科大学院第3期入学試験
- 2月 6日 第4回駒澤大学法科大学院進学説明会（オンライン実施）
- 2月16日 司法試験合格者祝賀会・報告会（オンライン実施）
- 2月21日 法科大学院第4期入学試験

駒澤法曹第17号（2021）

- 2月25日 特別講演会「環境法・行政法について実務と教育に関わった経験から—行政法を学ぶことの意味と学修の課題—」小島延夫先生
(弁護士、元早稲田大学大学院法務研究科教授、オンライン実施)
- 3月6日 第3期プレ講座 商法 藤田真樹 本学准教授（オンライン実施）
- 3月7日 緊急事態宣言解除
- 3月13日 第3期プレ講座 行政法 趙元済 本学教授（オンライン実施）
- 3月23日 法科大学院学位授与式（修了式）
- 3月29日 新年度説明会
- 3月31日 令和2年度最終日

特別講演会報告

1. 講演者

小島延夫 先生（弁護士・元早稲田大学大学院法務研究科教授、原子力損害賠償紛争解決センター仲介委員・環境法政策学会理事）

2. 演題

環境法・行政法について実務と教育に関わった経験から
—行政法を学ぶことの意味と学修の課題—

3. 開催日時・方法

令和3年2月25日（木）10時～12時
オンライン (Google Meet) で実施

4. 講演者略歴

早稲田大学法学部卒。4年時に司法試験合格。1984年から弁護士。弁護士になった直後からまちづくりや公害訴訟に関与。1988年からは東南アジアにおける環境破壊の問題に取り組み、その後、環境基本法・環境影響評価法の制定に日弁連の委員として関与。2001年からは出身地川越の歴史的建造物保存の問題に取り組み。2004年からは早稲田大学のロースクールの教員を15年勤め（うち10年は専任）、行政法・環境法などを教える。2011年の福島第一原発事故について法律問題を提言。現在の行政法関係の訴訟では、年金問題の訴訟、新設される石炭火力発電所の行政訴訟など担当。最近は、身近な自然環境保護、歴史的建造物保存・地域再生や地方自治の問題も研究。

エクスターンシップ

1 事前説明会

主に新2年生を対象として、エクスターンシップ実施に向けた事前説明会を開催し、研修目的、研修期間・研修事務所、研修内容等についての説明が行うことを想定している。

2 申込手続と履修者の選抜

エクスターンシップの申込書の提出締切りまでに申し込んだ者から選抜が行われる。

選抜方法は、在校生については、1年次のGPAの成績、新入生については、入学試験の成績をもとに、さらに法科大学院の執行部とエクスターンシップ担当委員が面接を実施して選抜する。前期と後期にエクスターンシップを実施しているが、面接を行って学生の強い意欲を確認した上でエクスターンシップの履修を認めることにしている。

3 研究者教員による事前指導 (8月及び1月)

前・後期エクスターンシップの前に、研究者教員が事前指導を行った上で、学生の受入れをお願いする法律事務所へ学生と共にご挨拶に伺う。事前指導の内容は、守秘義務や研修の内容・方法等を中心とするものである。

4 エクスターンシップの実施 (前期:8月1日～9月15日・後期:2月1日～2月20日)

前期は8月1日から9月15日、後期は2月1日から20日のうち、平日10日間、1日8時間の研修を標準とするエクスターンシップを実施することになっている。エクスターンシップの実施期間を前期と後期に配置し、履修受入期間も長く確保することによって、受入先事務所から、より柔軟に受入期日を確保していただけるようにしている。履修学生は第一東京弁護士会所属の先生方の法律事務所に研修の受入れをお願いしている。履修学生は、①訴訟記録の閲覧、

②法廷傍聴、③弁論準備手続期日における立会い、④訴訟に関する争点整理表の作成、⑤和解期日における立会い、⑥要件事実論を前提とした訴状・答弁書の起案、⑦内容証明郵便の作成、⑧法律相談への立会い、⑨最高裁の新判例の研究、⑩具体的法律問題の分析などの実務研修に真剣かつ熱心に取り組むことが求められる。いずれの法律事務所も、履修学生の実務研修を司法修習生の場合と同等の扱いで受け入れていただくことになっている。

実務研修の終了後、履修学生は、研修日誌及び作成した法律文書を担当教員に提出し、研修の内容と成果を確認することが想定されている。

5 エクスターンシップ・本年度の実施状況

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、本年度エクスターンシップを希望する学生はなく履修者0名であった。

無料法律相談会

本年度、前期・後期とも新型コロナウイルス感染症の影響から、無料法律相談会は実施されていない。

駒澤大学法科大学院市民ロースクール

本年度、新型コロナウイルス感染症の影響から、駒澤大学法科大学院市民ロースクールは実施されていない。

入学前イベント

未修者コース・既修者コースそれぞれの合格者を対象に、本法科大学院では、入学前に「プレ講座」を実施している。「入学前イベント」の主な内容は、本学での授業見学、オフィスアワー学習相談、プレ講座、特別講演会である。

合格者が入学までの期間を有意義に過ごし、入学後の講義を十二分に活かすことを期待して実施している。

例年実施されているプレ講座では、開催回数・開講科目・内容は年度によって多少の異同があるが、それぞれの科目担当者がどのような狙いをもってどのように授業を行うかの説明や、教科書・参考図書の紹介、入学後のあるべき学習スタイルの例示、入学前数か月間の過ごし方、特に事前に学習しておいて欲しいことの提示などを通じて、受講者の学習意欲を高めるとともに意識改革を図っている。なお、本年度のプレ講座実施にあっては、新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、オンラインで実施した。

また、これに加えて、例年、教員による実際の授業を見学（聴講）する機会（授業参観 Week）を設けるほか、本学教員による学習相談も実施している（授業参観 Week については、本年度、新型コロナウイルス感染症のため実施していない）。

ランチミーティング

本年度、新型コロナウイルス感染症の影響から、ランチミーティングは実施されていない。

本学法科大学院における授業改善のための 諸方策の実施について

1 FD委員会の開催

本学法科大学院では、開設年度より、授業方法及び授業内容の改善を目的として、法律専門分野ごとにFD（ファカルティー・ディベロップメント）部会が設置されている。当該部会では、それぞれの分野に属する教員が、主として定期的に授業方法や内容について協議しその改善を検討し、また相互の授業参観のための日程等について打ち合わせを行った。

また、これらの各FD部会を統括する委員会として、本学法科大学院の専任及び特任教員からなるFD小委員会が設置されている。この委員会は、必要に応じて、毎月開催される教授会の終了後に開かれており、主として各FD部会からの意見を取り纏めて検討するとともに、教員全体に関わる授業改善に関する事項について協議している。また、平成23年度から、授業終了後の時期に授業を担当する兼担・兼任教員も参加する拡大FD小委員会が開かれている（本年度、新型コロナウイルス感染症の影響から未実施）。本年度（令和2年度）は、FD小委員会において、新カリキュラムの評価などを中心に教育の質を向上させるべく活発に議論が行われた。

なお、法科大学院における以上の各委員会の大学全体での位置づけを明確にするため、学長・副学長等からなる駒澤大学法科大学院FD推進委員会規程が制定され、平成18年度からFD推進委員会が開催されている。また、これに関連して、日弁連法務研究財団を第三者評価機関とする認証評価が平成18年11月13日から15日の3日間に渡り実施され、その結果、平成19年3月26日に、財団が定める法科大学院評価基準に適合していると認定された。本学法科大学院は、初の適合認定校である。

平成23年度、日弁連法務研究財団を第三者評価機関とする2回目の認証評価が平成23年11月14日から16日の3日間に渡り実施された。その結果、平成24年5月30日、適合との認定を受けた。

平成28年度、日弁連法務研究財団を第三者評価機関とする3回目の認証評価が平成28年10月31日から11月2日の3日間に渡り実施された。その結果、平成29年3月29日、適合であるとの認定を受けた。不適合と判断される法

科大学院が増加している中、本法科大学院が適合認定を受けていることは評価されるべきことであろう（詳細については本学法科大学院HP参照、對馬直紀前研究科長によるご挨拶とコメントあり）。

令和元年11月12日、日弁連法務研究財団による法科大学院認証評価再評価現地調査がなされた。令和2年3月30日、平成29年3月29日に出された適格認定を変更するものではないとする結果が公にされた。

2 学生ヒアリングの実施

本年度（令和2年度）は令和2年7月28日及び令和3年2月3日に、全学年合同でリモート形式により学生ヒアリングが実施された。具体的には、学生が日頃の授業・予復習等の自習で利用している法科大学院棟に関する要望（施設面での要望）、履修科目を担当する教員の授業方法・内容に関する要望（教学面での要望）、その他の要望について、執行部（研究科長・専攻主任）・運営委員（学生担当）の教員並びに法科大学院事務室担当者（事務職員）が学生から直接意見や要望を聞くものである。例年、定期試験終了後に実施している。学生ヒアリングでは、学生から多方面にわたり建設的な意見・要望が出されており、これらの意見及び要望を集約し、必ず意見・要望については（実現可能・不可能の別を問わず）すべて回答することとし、教学に関する問題については、FD小委員会や同部会で検討するなどして必要な改善を図っている。

3 授業参観の実施

本学では、授業改善の目的から、教員が他の教員の授業を直接見学して問題点を指摘する授業参観を実施している。平成16年度は、本学の専任及び特任教員のみでの授業について授業参観を実施した。しかし、平成17年度からは、前期及び後期の各学期において、原則として非常勤教員をも含め本学において開講されているすべての科目を対象にして、本学の教員が分担して授業参観を実施している。そして、各教員の授業方法や授業内容について、授業参観報告シートを作成している。具体的には、「授業実施の形式的面（教員の板書の字、話し声等）、授業の進め方について（双方向・多方向授業の実施状況等）、その他、当該授業に関する意見や感想（評価すべき点、改善すべき点）」を記入し、これを各教員に渡し授業改善を図っている。

オンライン講義が主である本年度（令和2年度）にあっても、教員相互の授業参観を実施した。

4 授業評価アンケートの実施

本学では、原則としてすべての開講科目について学生に対する授業評価アンケートを実施している。この授業評価アンケートには、各セメスターの中間に実施される中間アンケートと、各セメスターの期末に実施される期末アンケートがある。実施方法は、中間アンケートでは、アンケート用紙を用いて各担当教員が任意の時期に実施している。期末アンケートでは、択一式のアンケートはアンケート用紙を用いて、アンケート実施期間の各授業終了後に回収し、記述式回答は、TKCを利用し、WEB上で回答する方法で実施している。期末アンケートは、授業終了後に回収する措置を執っているため、その回答率は非常に高くなっている。

中間アンケートは、各教員が任意に実施するもので、主として授業実施方法等の形式的側面に重点をおいて学生の意見を聴くことを目的とする。期末アンケートは、本学において開講されている全科目について実施されるもので、授業方法、授業内容、学生自身に関するアンケート項目を設定し、5段階で評価する項目および自由記述により構成されている。そして、このアンケートの結果は、学年全体としての全体集計、学年ごとの学年別集計、および各科目・クラス別の集計に分けて集計され、各アンケートに記載された個別的な学生のコメントをもあわせて、各教員に配布される。

5 アンケートの結果に対する教員の改善提案及び小冊子の作成

以上の学生による授業評価アンケートの結果に基づいて、各教員は、①自己の授業に対するアンケート設問別の評価及び平均点、②自己の授業に対する各学生の個別的なコメント、③今後の授業改善に向けた取組み、改善策、④授業改善のための学生への要望、のそれぞれについてコメントを作成した。そして、これらのコメントを一冊の小冊子にまとめ（駒澤大学法科大学院『授業評価と授業改善』）、学生全員に配布している。

また、平成27年度から、前年度に記載した「今後の授業改善に向けた取組み、改善策」についての本年度の状況等を記載することとし、授業改善の進捗度を

明らかにするようにした。

6 クラス担任による学生との面接

その他、本学では、クラス担任制を採用している。これは、各教員が数名の学生を担当するものとし、定期的に会合することにより、学生の様々な学習上の相談や疑問に対して、適切なアドバイスを行うことを目的としたものであり、同時に授業に対する要望や改善提案をも受け入れている。各学期末の成績発表後には、成績が芳しくない学生に対して、担任教員が学修相談や指導を行っている。昨年度（令和元年度）から本制度をより活性化すべく、年度当初において履修科目について学生が担任教員と相談することが求められた。オンライン講義が主であるような本年度（令和2年度）にあっても、オンラインをメインとしつつ実施された。

7 オフィスアワー制度による学生との面接

上述のクラス担任制の他に、さらに学生からの授業内容や方法についての意見を聞く場として、オフィスアワー制度がある。これは、各教員が、一定の時間帯には必ず法科大学院の研究室に待機し、その間に訪れた学生の授業に関する質問や意見に対応するものであるが、この制度を通して、授業に対する改善の要望や意見を取り入れることができるようにしている。本年度（令和2年度）、オンラインを活用し、積極的に同制度の運用がなされた。

8 定期試験質疑応答および成績質疑応答制度

第2回認証評価における議論を受けて、定期試験質疑応答制度を設けた。従来は、成績評価が発表された後に、成績質疑応答が実施されていたが、定期試験終了から期間が空いてしまっており、定期試験を通した学生の学修に資するという側面はあまり重視されてこなかった。そこで、定期試験終了後、あまり期間を空けずに定期試験についての質疑応答を実施することにより、学生の新鮮な記憶に基づく指導が可能となっている。

9 講評講義の実施

平成28年度前期からは、任意参加であるが、定期試験終了後に講評講義を

実施した。これまでは、各教員の裁量で、講評講義を実施していたが、法科大学院全体として、実施することとした。これまで行っていた書面に加えて、口頭で定期試験の講評をすることで、よりいっそう出題意図や採点において重視したことなどが伝わると考えたためである。TKC 上の出題趣旨の記載とともに、学生に実際に講義することにより、定期試験の趣旨、解答する際の留意点など、丁寧に教育を進める方向に一歩進めたと評価することができる。本年度（令和2年度）にあっては、前期は原則として対面で、後期は原則としてオンラインで実施した。

10 学修状況評価の本格的実施

かねてより研究科教授会並びにFD小委員会において慎重に検討が加えられてきた、学修状況評価を昨年度（令和元年度）前期から本格的に実施することとなった。本学法科大学院が少人数教育を展開していることから、その利点を活かし、かつ、学生個々への修学指導を充実させるために実施するものである。

11 教育課程連携協議会

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年度文部科学省令35号）（平成31年4月1日施行）に伴い、教育課程連携協議会の設置が求められた。本研究科にあっては教育課程連携協議会を設置するという対応を行った。令和2年度においては2回にわたり教育課程連携協議会を開催し、開催時には執行部2名と外部委員3名が出席した。外部委員から本学法科大学院の将来を見据えた忌憚のない貴重な提言を頂いたことが特筆される。